

令和 8 年度

**第 1 7 期第 1 5 回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和 8 年 4 月 2 8 日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和8年4月28日(火) 午前10時00分から10時54分

場所 三重海区漁業調整委員会委員室

議題

- 1 議案1 令和8年度放流効果実証事業に係る業務実施計画について
- 2 議案2 区画漁業（藻類養殖業）の免許申請について
- 3 報告事項1 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
- 4 その他
(1) 次回の委員会日程について

出席委員

矢田和夫 田邊善郎 浅井利一 小川和久 濱中一茂 木下和行
辻本寛一 濱口利貴 倉島 彰 奥村卓二 木村那津子 中川かおり

欠席委員

濱田浩孝 千田良仁 松田浩一

事務局

事務局長	小林智彦
主 査	葛西 学
主 査	林 茂幸

行政

漁政課

(漁業調整班)

班 長	山本祥輝
主幹兼係長	中西健五

水産資源課

(資源管理班)

課長補佐兼班長	竹内泰介
主 幹 兼 係 長	高崎有美子

傍聴者

なし

計 19 名

○矢田会長

それでは、ただいまから第 17 期第 15 回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。本日は委員総数 15 名中、濱田委員、千田委員、松田委員が欠席で、12 名が出席していますので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、辻本委員と倉島委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めているいただき、議長の指名を受けてからご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「令和 8 年度放流効果実証事業に係る業務実施計画について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（林主査）

資料 1 をご覧ください。1－1 ページにありますように、令和 8 年 4 月 14 日付け農林水第 24－6 号で三重県知事から諮問書が提出されています。沿岸漁場整備開発法第 18 条の規定により、当委員会の意見が求められているものです。

内容については、水産資源課から説明をしていただきます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それでは水産資源課から説明をお願いします。

○水産資源課（高崎主幹兼係長）

今回諮問いたします「令和 8 年度放流効果実証事業に係る業務実施計画について」、諮問に至る根拠や当計画のポイントを 1－17 ページにまとめましたのでご覧ください。

まず、放流効果実証事業について簡単にご説明します。増殖効果についての知見が得られた種類の水産動植物について、大量の種苗を放流し、放流に係る増殖による「経済効果を実証する」とともに、漁業者自らが漁業の栽培化に乗り出すよう、「その成果を普及」すること等を内容とする事業です。

2. 県知事は、沿岸漁場整備開発法第 15 条の規定により、放流効果実証事業を実施する者として、一法人に限って指定することができ、三重県では、公益財団法人三重県水産振興事業団を指定法人としています。

3. 指定法人は、法第 17 条の規定により、業務実施計画を作成し、県知事の認可を受ける必要があります。その際、計画には（1）水産動物の種類、（2）その種類ごとの放流場所、時期、数量、（3）業務の実施に関する事項として、ア対象水産動物の増殖による経済効果の実証、イ対象水産物の成長を助長するための協力要請、ウ漁業協同組合等への事業成果の普及について定めることとなっています。

4. 県知事は指定法人から業務実施計画の認可の申請があったときは、法第 18 条の規定により、沿岸漁業の事情に精通した海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされており、今回の諮問となりました。

また、5.にあるように、県知事は、法第 19 条の規定により、業務実施計画が県の栽培

漁業基本計画の内容に適合するものであること、また、業務を適正かつ確実な実施のために適切なものであること、更に、沿岸漁場の総合的な利用の見地からみて適切なものであること等を満たす場合は、認可をしなければならないと定められています。

なお、今回諮問します令和8年度放流効果実証事業の業務実施計画については、令和7年度の計画内容からの大きな変更はありません。

また、当諮問の根拠となる参考資料として、1－18ページに沿岸漁場整備開発法の抜粋、1－19ページに令和4年から令和8年度を計画期間とした第8次三重県栽培漁業基本計画の抜粋を添付しています。

それでは、計画の説明をします。

1－2ページが公益財団法人三重県水産振興事業団からの認可申請書、1－3ページから1－16ページが令和8年度放流効果実証事業の業務実施計画及びその添付書類です。

1－3ページをご覧ください。放流効果実証事業の対象とする水産動物の種類は、マダイとヒラメです。

1－7ページにマダイ、ヒラメを選定した理由を簡単にまとめてあります。マダイ、ヒラメを選定した理由ですが、まず地域沿岸漁業の重要な魚種となっていること、それから安定的な量産が可能であるということ、更に、大量に継続放流することにより、資源の維持、増大が期待されるという観点で選定しています。

1－3ページにお戻りください。対象水産動物の放流に関する事項について、まずマダイについて説明をします。マダイは尾鷲栽培漁業センターで生産された60万尾の種苗の入手が予定されています。種苗生産を2月から開始し、4月上旬から中旬には平均全長30mmとなります。この種苗を海面生簀で平均全長60mmまで中間育成をしてから放流します。放流時期は5月ごろで、中間育成中の減耗等を考慮して、50万尾の放流を予定しています。海域別の放流尾数の内訳は、鳥羽志摩沿岸13万尾、度会沿岸20万尾、熊野灘沿岸17万尾です。

次にヒラメは、浜島の栽培漁業センターで生産された17万尾の入手が予定されています。種苗生産を2月中旬から開始し、4月中旬から下旬には平均全長30mmとなります。この種苗を尾鷲栽培漁業センター又は伊勢湾南部中間育成施設で、平均全長70～80mmまで中間育成してから放流します。なお、南伊勢町及び鳥羽磯部漁業協同組合では、各施設でさらに大きくしてから放流されています。放流時期は、5月～6月頃で、中間育成中の減耗等を考慮して、13万6千尾の放流を予定しています。海域別の放流尾数の内訳は、伊勢鳥羽志摩沿岸7万8千尾、度会沿岸8千尾、熊野灘沿岸5万尾です。

1－4ページをご覧ください。対象水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果の実証に関する計画については、1) 関係地区内における主要生産市場で水揚げされる対象種について、水揚げ数量、金額および放流魚の混入率等について調査し、三重県水産研究所の助言を得ながら、放流効果の解析を試みる。2) 種苗放流にあたっては、漁業者の自主的な参加を呼びかけ、栽培漁業に対する意識の醸成に務める。3) 水産研究所にも調査協力を要請するとしています。

4. 放流した対象水産動物の成長を助長するための協力要請に関する計画については、必要に応じて研修会を開催するほか、パンフレット等で呼びかけを行っていくとしています。

5. 事業成果の普及に関する計画については、県、県水産研究所、市町等と連携して、地域

栽培漁業推進協議会や各種研修会を開催し、啓発普及に務めるとしています。

1－5 ページをご覧ください。経済効果の実証に関する事項です。マダイについて、放流尾数と漁獲量の推移を資料上段のグラフに示しています。折れ線が放流尾数、棒グラフが漁獲量です。昭和 63 年に放流を開始して以来、漁獲量については変動があるものの、近年は 200 トン程度で推移しています。

経済効果について、事業団では放流効果把握のため、主として安乗、波切、贅浦、奈屋浦、紀伊長島の 5 市場で調査を実施しています。統計資料等、整理されたデータが揃っていたのが令和 5 年までのため、令和元年～令和 5 年度までを直近 5 年間として回収状況を算出したものが中段の表になります。

まず各市場で水揚げされた漁獲物のうち、放流魚の混入率を算出し、その混入率をもとに放流魚の漁獲尾数、つまり回収できた尾数を推定して漁獲金額を算出します。マダイの直近 5 ヶ年の平均漁獲金額は、約 782 万円と推定されました。一方、平均種苗放流経費については、種苗を生産するための経費や中間育成経費、運搬費等、放流にかかる経費などが含まれていますが、この経費については、平均 5 ヶ年では約 2,172 万円でした。

令和元年以降、マダイの単価が低迷し、漁獲金額が大幅に低下したため、経済効果は 1,390 万円の経費超過と算出されています。更に漁獲金額の 60%を漁獲に要した経費とすると約 1,859 万円の経費超過と算出されています。なお、経费率 60%の根拠としては、令和 5 年度の漁業経営統計調査結果で、3 トン未満の船については所得率 38.7%、3～5 トンの漁船については 34.8%と算出されていますので、漁獲金額の約 60%を経費としています。

この他、資源が増えることで、流通関係者の取扱量や取扱高が増加すること、並びに遊漁者の増加による遊漁船業者の収益にもつながりますので、流通関係者や遊漁関係者への波及効果もあるとされています。マダイについては以上です。

次に 1－6 ページをご覧ください。ヒラメについて説明します。ヒラメ放流尾数と漁獲量の推移のグラフをご覧ください。こちらも折れ線が放流尾数、棒グラフが漁獲量です。ヒラメは昭和 62 年度から種苗放流を続け、放流当初からの漁獲量を比較すると約 4 倍に増大しています。今後も継続することにより、漁獲資源の維持増大に寄与することが期待されています。

マダイと同様、経済効果の実証を行っています。データのある直近 5 ヶ年の放流魚の平均漁獲金額は約 1,944 万円で、平均種苗放流経費は約 742 万円ですので、年間放流効果としては約 1,202 万円です。マダイと同様に漁獲金額の 60%を漁獲に要した経費として 1,166 万円を差し引くと、約 40 万円の経済余剰と算出されています。

この他、マダイと同様、流通関係者や遊漁関係者等への波及効果もあるとされています。

マダイ、ヒラメとも放流経費の削減に努め、利益が経費を上回る放流事業に努めていくとしています。

また、参考付表として、1－9 ページに海域・年次別のマダイ放流実績、1－10 ページにヒラメ放流実績、1－11 ページにマダイ、ヒラメの年次別漁獲量、生産額、単価、1－12 ページにマダイ、ヒラメの県栽培漁業センターでの種苗生産実績及び令和 8 年度計画をつけています。

説明は以上です。

これら計画について、委員のみなさまのご意見をいただきたいと思います。よろしくお

願います。

○矢田会長

それではただいまの説明についてご意見はありませんか。

○奥村委員

3点質問があります。1点目はマダイについてです。令和5年の混入率がそれまでに比べ4.7%に増えていますが、考えられる理由や要因がありましたら教えてください。2点目はヒラメで、こちらは令和5年の混入率8.8%と下がっていますが、減少した理由や要因など考えられるものがあったら教えてください。最後、3点目はヒラメの表で、令和元年に比べて令和2年以降を比較すると、回収された尾数と重量をみると、一尾あたりの重さが令和元年、令和2年以降大きくなっていますが、その理由や要因などが考えられることがあったら教えてください。

○水産資源課（高崎主幹兼係長）

混入率については、詳しいことはわかりません。資源状態や種苗の質などもあると思いますので、どうしてそう増えたり減ったりしているのかまだ検証ができていない状況です。ヒラメについても同じです。重量が大きくなっている理由としては、例えば令和2年では、令和2年に回収されたそれまでに放流された魚を年級別に体重から推定し、各年級分がどれだけ回収されたかを合算した数字になっています。そのため年級が経ったもの、年齢が大きくなったものがたくさん水揚げされると重量が増えることになります。小さいものがたくさん獲れると重量が減るところで、詳しいデータを手元に持っていませんが、その差が出てきている可能性もあると思います。

○奥村委員

ありがとうございます。

○濱口委員

自身が所属する漁協もヒラメの放流後、どんどんヒラメの漁獲が増えていきます。今年の冬期の漁は、刺し網や底びき網はほぼヒラメ狙いで漁がおこなわれていました。答志地区でも30年くらいヒラメの放流をしていて、当初はあまり放流効果を感じなかったが、最近、目に見えて増えてきており、値段も安定している。冬になると良い値段となり、いまでは鳥羽磯部漁協の冬場の漁師は、このヒラメを獲っており、非常にありがたい。放流すると必ず効果はあり、どんどん続けてほしい。

一方、県でもさざえやあわび等、いろいろ他の放流事業がありますよね。それも良いのですが、自身の地区では、あわびやさざえの放流効果は少ないと感じています。漁協にもあわびの稚貝をたくさんいただき、最近もかなりの量を放流し、大きなお金かけていただきありがたいことではありますが、年々漁獲量は下がっていく一方です。結局、漁場に餌がないため、どれだけ放流していただいても、死んでしまいます。もったいないとの思いがしています。今年にいたっては、漁師から漁協に、効果がないのにこんなにお金を使って

放流するのであれば、あわびの稚貝をふぐに替えてほしいと要望されています。ふぐはこの2年大漁で、放流すると、どんどん増えてきて効果があると感じているようです。そのため、自身の地区では離島振興の関係でも放流事業がありますが、今年をあわびを半分ふぐに替えてもらい、6月にふぐの稚魚を放流します。そのような感じで、県も現場の漁師の要望があれば、効果が少ないと感じたら臨機応変に違う魚種にも挑戦していただけるとありがたい。決まった数だけ、決まり事みたいな感じで毎年一緒の量を放流していただいても、効果がないともったいない。各地区にはその地区にあった魚種があると思うので、県もそういうところうまく話し合いながら、やっていただけるとありがたい。

○水産資源課（高崎主幹兼係長）

栽培基本計画に基づいて我々も事業を組んでおり、栽培基本計画を5年ごとに見直すことになっています。ちょうど今年度は最終年度になっており、みなさんの聴き取りなどをさせていただきながら、どのような種類のものを放流すると、実際に効果があるのかを踏まえて、事業団と検討していくことになっています。

聴き取りの際には、ぜひそのような意見を積極的にいただき、我々もそれを計画に反映していきたいと思います。

ご意見ありがとうございます。

○濱口委員

本当は事業団と相談というよりも現場の漁師と相談しながら考えてほしい。黒潮の蛇行も終わり、海の温度が2℃違ってきています。2℃違うと生き残る魚やだめな魚など、現場で聴けばわかると思います。そのあたりをうまく話をしながら、実施していただけるとありがたいと思います。

○水産資源課（高崎主幹兼係長）

全体的な流れとして、やはり地球温暖化の流れのなかで、生き残りが良い魚と減ってしまう魚の明暗が、最近分かれてきている状況があるように思います。お話をお聞きし、ヒラメについては、もしかするといまの環境にあっていいる魚なのかもしれないと思いました。そのように増えていきそうな魚を増やしていきたいとの思いは、我々も持っていますので、計画に反映して事業に取り入れていきたいと思っています。

○濱口委員

よろしくお願いします。

○矢田会長

ほかにありませんか。

ないようでしたら、議案1について計画は適正であると認めてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○矢田会長

全員異議がないようですので、議案1については、計画は適切であると認める旨答申することとします。

続きまして、議案2「区画漁業（藻類養殖業）の免許申請について」を審議します。
事務局から説明をお願いします。

○事務局（林主査）

資料2をご覧ください。2－1ページにありますように、令和8年4月10日付け農林水第19-2020号で三重県知事から諮問書が提出されています。漁業法第70条の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。昨年、12月16日の当委員会において公聴会を開催のうえ、第11回委員会にてご審議いただいた区画漁業（藻類養殖業）の三重海区漁場計画の変更に基づいた免許申請に関するものです。

内容については、漁政課から説明していただきます。
事務局からは以上です。

○矢田会長

それでは漁政課から説明をお願いします。

○漁政課（中西主幹兼係長）

2－1ページをご覧ください。令和8年1月20日付け三重県告示第33号で公示した三重海区漁場計画に基づき、免許申請のありました区画漁業権について、漁業法第70条の規定に基づき、海区漁業調整委員会に意見を求めさせていただきます。

2－2ページをご覧ください。公示番号は三重区第500号、漁業権に関する事項は、関係地区は四日市、磯津、楠町、漁業の名称は藻類養殖業について、令和8年3月5日付けで、四日市市漁業協同組合から漁業免許が申請されました。申請区分は、単独になります。共有ではありません。

免許についての適格性について、2－3ページをご覧ください。漁業法第69条で「漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、都道府県知事に申請しなければならない。」と規定されています。そして、同法第70条では、「申請があったときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されています。そして同法第71条で、都道府県知事が免許をしない場合について、規定されています。第71条第1項第1号では、申請者が次条、すなわち第72条に規定する適格性を有する者ではないときには、免許をしないと規定されています。そして第2号で、海区漁場計画の内容と異なる申請があったときも免許をしません。同法第72条第2項では、団体漁業権に係る免許についての適格性が規定されており、今回は区画漁業権のうち、新規漁業権となります。適格性を有する者は、関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数のうち組合員である者の属する世帯数が、2/3以上である者となっています。

2－2ページにお戻りください。今回申請のありました四日市市漁協の適格性については、関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数は22世帯あり、このうち組合の世帯数は22世帯となり、2/3以上の条件を満たしています。

また、漁業権の行使については、組合員による行使となり、組合自営ではありません。

なお、四日市市漁協からの漁業免許申請書、及び漁業権行使規則認可申請書を県で確認したところ、申請の内容は漁場計画の内容と一致していました。

更に関係地区内の漁業者 12 名と関係地区外の漁業者 1 名の合計 13 名が行使予定であることを確認しています。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いします。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

ないようでしたら、議案 2 については、異議がないものとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○矢田会長

全員異議がないようですので、議案 2 については、異議のない旨答申することとします。

続きまして、報告事項 1 「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（林主査）

資料 3 をご覧ください。

前回の委員会において、令和 7 管理年度のくろまぐろ小型魚の漁獲可能量の変更について、報告をいただいたところですが、更にくろまぐろ小型魚・大型魚について変更が行われましたので、そのことについての報告です。

内容については、水産資源課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それでは水産資源課から説明をお願いします。

○水産資源課（竹内課長補佐兼班長）

3－2 ページをご覧ください。今回の報告のポイントです。今回の報告は、令和 8 年 1 月 27 日開催の三重海区漁業調整委員会で承認いただきました、海区委員会開催後から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、急な漁獲の積み上がり等により、漁獲可能量の変更の必要が生じた場合であって、関係団体が同意した場合に限り変更することに基づき、くろまぐろ小

型魚（以下小型魚という。）及びくろまぐろ大型魚（以下大型魚という。）の積み上がりへの対応等を目的として、①小型魚の配分枠を長崎県的大型魚の配分枠と交換したこと、②小型魚の配分枠を鹿児島県に譲渡したこと、に伴い、知事管理漁獲可能量の配分を変更したので、その内容について報告するものです。

まず、①について３－３ページをご覧ください。今回の変更点をまとめた新旧対照表です。右が変更前、左が変更後です。変更点は小型魚全体枠を 65.8 トンから 46.5 トン、大型魚全体枠を 52.6 トンから 58.7 トンに変更しています。

それぞれの変更点について、３－４ページをご覧ください。３月 31 日時点の漁獲状況と配分等の一覧です。表の現在枠の列をご覧ください。こちらは令和 8 年 2 月末時点の三重県の漁獲可能量で、小型魚の全体枠は 65.8 トン、この時点で消化率 56.7%です。そのうち、定置漁業は 28.9 トン、中型まき網漁業は 9.7 トン、養殖種苗は 2.5 トン、その他漁業は 23.6 トンとなっており、小型魚についての漁獲の積み上がり方は比較的ゆるやかでした。

一方、大型魚では、三重県の全体枠が 52.6 トン、消化率 81.3%、定置漁業は 19.3 トン、その他漁業では 32.8 トンでした。消化率も定置漁業 99.4%、その他漁業 70.4%でした。

定置漁業では、令和 8 年 1 月 16 日付けで入網した大型個体はすべて放流するよう、操業規制をかけていました。操業規制の通知文を 3－６ページと 3－７ページに参考に添付しています。

次に 3－５ページをご覧ください。クロマグロにおける令和 7 管理年度の配分枠の推移です。一番左の列が変更のあった年月日、当初配分が一番上で以下変更した日付順です。その右隣が小型魚について左から順に全体枠、定置漁業、中型まき網漁業、養殖用種苗、その他漁業、県留保枠です。その更に右側、大型魚について左から順に全体枠、定置漁業、その他漁業、県留保枠となっています。それぞれの項目で上段が配分枠の数量、下段が変化量を示しています。今回関係があるのは、下から 3 行目からです。３－４ページで説明したように、小型魚は比較的積み上がりに余裕があるが、大型魚は積み上がっている状況に対応するため、令和 8 年 3 月 4 日付けで小型魚の配分枠 6.1 トンを長崎県が保有していた大型魚の 6.1 トンと等量交換をしました。得られた大型魚の配分枠 6.1 トンは、定置漁業とその他漁業にそれぞれ 3 トンずつ配分することとし、大型魚の定置漁業は、1 月から止めていましたが、令和 8 年 3 月 16 日と 17 日の間、水揚げを一旦解禁することとしました。この通知文については、３－８ページから 3－11 ページのとおりです。

続いて、３月 4 日時点では 6.1 トンを大型魚に積み増しをしましたが、小型魚では消化率が 80%に達する見込みがありませんでした。消化率が 80%に達すれば、「消化率メリット」として少し翌年以降に枠をもらえるメリットがあります。この時点で令和 8 管理年度の「消化率メリット」を得ることが危ぶまれたことから、この 80%に到達させる必要が生じました。この「消化率メリット」については、３－12 ページの水産庁の資料をご覧ください。下段のウのスライドです。「消化率メリット」とは、各都道府県がそれぞれ与えられた配分枠を有効活用することを目的として、各県の配分枠や小型魚、大型魚とも消化率 8 割以上となった都道府県に、次の管理年度の 6 月ごろに追加配分が与えられます。枠だけあり、8 割に届かなかつたらメリットはなく、与えられた枠を十分活用することを目的としています。

3－5 ページにお戻りください。こうした「消化率メリット」の条件を満たすため、一番下の行のとおり、令和8年3月18日付けで、小型魚で余っていた配分枠13.2トンを鹿児島県に譲渡しました。譲渡して良いかとの議論があるとは思いますが、譲渡により8割の「消化率メリット」を満たして、令和8年管理年度に追加配分を頂こうとするものです。

これらにより、3－4 ページのとおり全体枠は小型魚で消化率83%、大型魚は88.8%となりました。

これらの配分枠についての数量、考え方等については、関係漁業協同組合、及び関係漁業者と十分協議のうえ、関係する方々からの同意が得られたため、3月24日付けで知事管理漁獲可能量を変更したことから、今回、海区漁業調整委員会に報告をさせていただきました。

以上で水産資源課からの説明を終わります。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○田邊会長職務代理者

詳しく説明をしていただきましたが、少し補足したいと思います。小型魚の前年度、令和7年度の枠については、その他の漁業も80%までいかなかったひとつの要因として、私の地区では2kgからも水揚げができますが、2kgではあまりに小さいため、2.5kgを中心に水揚げしようと地区で話し合いました。小さい魚をたくさん獲ると、自分たちの地区だけで三重県の枠を使ってしまう、他地区でも漁獲してもらうために、少しサイズをアップして水揚げするようにしたことから、少し漁獲が伸び悩みました。

なお、中型まき網漁業の枠をそのまま鹿児島へ譲渡したことについて、もう少し説明してください。

○水産資源課（竹内課長補佐兼班長）

水産庁から小型魚を保護するようにとの要請があり、県からも2kg未満を漁獲しないよう、要請というかたちで通知をさせていただきました。三重県は比較的小型の個体を多く獲ってきた過去の経緯がありますが、この要請により、漁業者の皆さんが小型魚を獲り控えられ、小型魚の枠に余りが生じたと思われます。

そのため、このままでは消化率メリットが活用できないと判断をし、鹿児島県に譲渡することで、当初の配分枠を一旦圧縮し、消化率メリットの7%分の上積みを確認するために譲渡を行いました。

○田邊会長職務代理者

ありがとうございます。中型まき網漁業については、去年度、2kgいかない1.8から1.9kgの個体が主体でたくさん獲れたと聞いています。その個体を売ることができたら、おそらく余る枠はなかったと思いますが、2kg以上と決めた以上、それに従ってもらい、中型まき網漁業の枠がまるまる残ってしまいました。その枠を3月になってから、一本釣りなどのその他漁業と定置漁業に振り分けてもらいましたが、そのような管理年度末に枠を貰

っても、結局、漁もなく使い切れないこととなりました。そのような事情があるなかで、枠が余ったのは、その他漁業と定置漁業の漁獲がなかったような雰囲気になっていますが、結局、中型まき網漁業も3月になるまでは漁獲状況がわからず、他の漁業種類に枠を譲れない気持ちがある。そのような事情をもう少し詳細に説明していただかないと、いかにも定置漁業とその他漁業が魚をうまく獲らないみたいな誤解を受けている。そうではなく、漁業者の皆が気を遣って獲っていなかった枠が余ってしまったというところまで説明をしてほしかった。

○水産資源課（竹内課長補佐兼班長）

説明が至りませんでした。

○倉島委員

2 kg以下を獲らないようにとありましたが、今後もその方針ですか。

○水産資源課（竹内課長補佐兼班長）

小型魚は極力獲らないとする水産庁の方針です。これに基づき、昨年度、県も要請を出しましたが、今年度以降もその方針は継続することになると思います。

○倉島委員

そうすると来年度以降も今回のように譲渡するような可能性もあるのですか。

○水産資源課（竹内課長補佐兼班長）

昨年度の経験から、枠が余ればそのようなこともあると思います。

ただ、不必要に余らせることが無いようにみなさんと相談しながら進めていくつもりです。例えば、定置漁業では、大型魚を逃がす際に小型魚も何kgの個体であっても一緒に逃がしていることも聞いていますので、これについては有効活用ができるように、みなさんと協議をしながら最大限の努力をしていこうと思います。

○倉島委員

わかりました。

○田邊会長職務代理者

最後にもうひとつ。いままで通りだとその他漁業では30 kg未満の小型魚については、一日に100 kg、一隻あたり年間300 kgの枠でやってきました。黒潮の蛇行が収まって、3月や4月も終わりになってきても「よこわ」の漁がない。いよいよ15年くらい前の昔の潮に戻ってしまったのかもしれない。また、この戦争の影響で燃油が高騰し、「よこわ」自体はもともと、そんなに値段がつく魚ではないので、この高い経費を使って「よこわ」だけを釣りに行く船は少なくなってしまう。そうすると、その他漁業の枠はまるまる残る可能性がある。結局、枠を大型魚に替えたり、定置漁業に譲渡したりすることばかりになってくると思う。そのような状況のため、5月の終わりくらいに一度まぐろの協議会を開いても

らって、その積み上がりをみて、一隻あたり 400 kg というように、出漁する船はたくさん獲ってもらうように制限を変えないと枠の消化も難しいし、300 kg の漁獲では漁業者の経費が出てこないと思います。そういったところも協議内容に加えていただきたく、お願いします。

○水産資源課（竹内課長補佐兼班長）
検討させていただきたいと思います。

○矢田会長
ご検討をお願いします。
ほかにありませんか。それでは、特にないようですので次に進みます。
その他（１）「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（林主査）
次回の委員会は、５月 26 日（火）午前 10 時からの開催を提案します。場所は、三重海区漁業調整委員会委員室です。

○矢田会長
それでは、次回の委員会は５月 26 日（火）10 時からの開催でよろしくをお願いします。
ありがとうございました。これをもちまして委員会を閉会いたします。